

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
役員報酬等支給規程

(平成24年10月29日制定)
改正 令和6年5月28日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団定款第37条に基づき、常勤の理事及び監事等（以下「役員」という。）に対して支給する報酬等の基準を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表に定める額を上限として評議員会が定める。

2 常勤役員の手当は、期末手当、寒冷地手当及び通勤手当とする。

3 期末手当、寒冷地手当及び通勤手当の額は、定数内職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、理事長の命により特定業務に従事する非常勤役員には、第1項の規程に基づき報酬を支給することができる。

5 評議員会又は理事会へ出席した非常勤役員には、その都度日当を支給することができる。

(支給方法)

第3条 役員等に支給する報酬に関し、支給方法等については、公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団職員給与規程の例による。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日施行）

2 第2条の規定にかかわらず、最初の評議員会が開催されるまでの役員等の報酬は、従前の例による。

附 則（令和6年5月28日改正）

この規程は、議決の日から施行する。

(別表)

役員名	報酬額
理事長（非常勤）	日額 18,000円 以内
常勤理事	年額 6,500,000円 以内
監事（非常勤）	監査業務報酬 年額 30,000円 以内
非常勤役員（除理事長）	日当 5,000円 以内